

支 払 基 金  
平成 29 年 5 月 30 日

### 医薬品マスターの改定について

今般、平成 29 年 5 月 30 日付け厚生労働省告示第 212 号に基づき下記のとおり  
医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成 29 年 5 月 31 日から適用のため、当該マ  
スターの「変更年月日」欄を「20170531」に設定し掲載しております。

### 記

- 1 新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：11 コード）
- 2 経過措置年月日の設定（変更区分「5」：1 コード）